

大分県「九州ふっこう割」事業 国内向け受注型企画旅行商品 取扱マニュアル【第2期】

2016/08/15

1.本事業の実施にあたって

本事業における商品の販売、補助金の申請については、要綱、本書を確認の上、間違いのないよう、お願いいたします。あわせて、様式第 1 号に付随する誓約書に記載のある事項につきましても遵守をお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局まで問い合わせください。

■目次

1. 本事業の実施にあたって	2
2. 大分県「九州ふっこう割」の実施にあたって	2
3. 補助の申請について	5
4. アンケートについて	8
5. 様式集	8
6. 事務局連絡先.....	8
7. 「ふっこうロゴ」の使用にあたって	9

2.大分県「九州ふっこう割」の実施にあたって

「九州ふっこう割」とは、平成 28 年熊本地震により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、国が交付する九州観光支援交付金を活用して実施する補助金です。

本書では、そのうち受注型企画旅行商品の補助金について取り扱います。

交付通知を受けられた事業者様は、今後旅行商品を販売するにあたり、ルールに則った取組をお願いします。ルールを逸脱した販売を行った場合、対象外商品と見なされ、**販売後の月次実績報告時審査で、補助金のお支払いが出来ない場合があります**ので、ご注意ください。

補助対象の種類

（１）宿泊単品旅行商品

○対象事業者

旅行業法に基づき旅行業登録を受けた第２種・第３種・地域限定の旅行会社
但し、大分県登録旅行事業者に限ります。

○留意事項

１団体につき４０名までを助成対象とします。

（２）交通付及び周遊型宿泊旅行商品

○対象事業者

<10,000 円～19,999 円の旅行商品>

旅行業法に基づき旅行業登録を受けた第２種・第３種・地域限定の旅行会社
但し、大分県登録旅行事業者に限ります。

<20,000 円以上の旅行商品>

旅行業法に基づき旅行業登録を受けた旅行会社

※国内向け旅行商品等補助金交付要綱の第２条第３項に該当する会社

○留意事項

- １団体につき１５名以上の団体で８０名までを助成対象とします。
- 一人当たり１０,０００円以上の旅行代金を対象とします。
- JR 及び貸切バス（又は貸切タクシー）等の利用を想定しています。
※路線バス、乗合タクシー、旅館の白バス送迎は交通付とは認められません。
- 既に大分県での実施が決まっている修学旅行、大会、合宿等は対象外です。
- 最終人員が１２名未満となった場合、補助金は支払いません（１５名で申請し当日病気等で１３名になった場合は、１３名分の補助金、１１名の場合は０円となります）。

（３）日帰り旅行商品

受注型企画旅行商品の日帰り旅行商品は対象とはなりません。

各旅行商品の販売対象期間

１０月１日（土）から１２月２８日（金）宿泊までが対象となります。

交付決定通知後に成約となる新規のお客様が対象です。

補助金の明示方法

お客様へ契約締結時に提出する書面に補助金額（＝割引額）の明示とお客様印が必要となります。

（契約書面に「国の九州観光支援交付金により〇〇円助成しています」を明記しお客様印頂く）

また、九州ふっこう割ロゴとキャッチコピー、大分県ふっこう割ロゴをあわせて明示をお願いします。

割引率（割引額）

事業	販売価格帯（消費税込）	割引上限額
①宿泊単品旅行商品	6,000 円～9,999 円	3,000 円
	10,000 円～	5,000 円
②交通付き及び周遊型宿泊旅行商品	10,000 円～19,999 円	5,000 円
③交通付き及び周遊型宿泊旅行商品	20,000 円～	10,000 円

※①，②については、旅行業法に基づき旅行業登録を受けた第 2 種・第 3 種・地域限定の旅行会社で
大分県登録旅行事業者に限ります。

補助金の申請について

(1) 各種必要証票(各様式はツーリズムおおいたHP からダウンロードください。)

申請時、毎月精算時、申請内容変更時に必要な証票を示します。

会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票は、5年間保存してください。

なお、書類の不備や追加書類の提出については、事務局より必要に応じて連絡致します。

○申請

1. 様式第 10 号 国内向け旅行商品等補助金交付申請書（受注型）
（裏面）誓約書 ※誓約書にも捺印が必要
2. 様式第 11 号 実施計画書（受注型）
3. 別記 3 計画シート（受注型）
4. 各社所定のお客様提出行程表・見積書
5. その他会長が必要と認める書類（事務局から要請時）

○毎月実績報告・精算

1. 様式第 13 号 国内向け旅行商品等補助金実績報告書（受注型）（ 月分）
2. 様式第 14 号 実績書（受注型）
3. 別記 4 実績シート（受注型）
4. 各社所定の契約書面（申込書・引受書・旅行条件書等）※お客様印要 コピー可
5. 宿泊証明書（施設の印があるもので宿泊人員が記載されているもの。コピー可）
6. 様式第 15 号 補助金交付請求書（受注型）
7. 各社所定のお客様提出行程表・見積書（行程表には3つのロゴ入り）
8. その他会長が必要と認める書類（事務局から要請時）

○申請内容変更

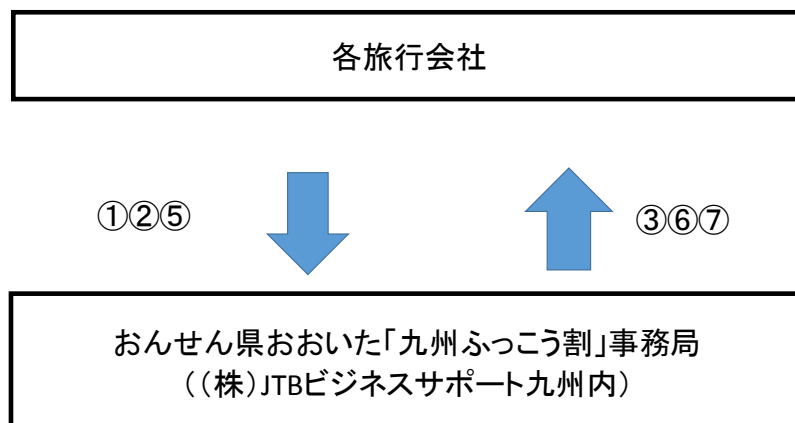
1. 様式第 17 号 国内向け旅行商品等補助金変更計画申請書（受注型）
2. 様式第 18 号 変更計画書（受注型）
3. 別記 3 計画シート（受注型）
※変更内容がわかるよう記載
4. 各社所定のお客様提出行程表・見積書

(2) 申請スケジュール

	項 目	日時
①	申請受付開始	8/15（月）午後
②	申請締め切り （実施計画書提出）	8/26（金）17時必着
③	交付決定額の通知 （交付額通知）	9/2（金）予定
④	商品販売開始	9/9（金）から
⑤	補助金の交付申請・請求 （実績報告・請求）	翌月10日まで ※最終は1月20日（金）期限
⑥	補助金の交付 （支払い）	適正な請求書受理から30日以内
⑦	交付額の確定通知 （確定額通知）	—

※8/26（金）以降も随時受付いたします。原則、申請書到着後、5営業日以内に回答いたします。

※補助金の予算上限に達し次第、終了いたします。



(3) 事業報告・補助金請求

- 事業実施の翌月 10 日までに、報告書類を提出していただきます。
(例：10 月実施分は、11 月 10 日までに事務局へ報告書を提出してください)
- 最終月（12 月）の実績報告は、1 月 20 日（金）までをお願いします。
- 補助金の支払いは、当月末以降に請求書受領後 30 日以内に指定の口座に振り込みます。
- **書類は配達記録が残る形で送付して下さい（書留、宅配便等）。**普通郵便で送付され、万が一紛失が発生した場合は事務局ではその責任を負えませんのでご注意下さい。
- 原本をお送りいただく書類は、必ずコピー等控えをお取りください。
- 送付にかかる費用は補助事業者様にてご負担ください。
- 承認した団体で契約書面の提出がなされない場合は、補助金の交付は行いません。

(4) その他注意事項について

- 制度の趣旨を踏まえ、要綱・マニュアルで定めたルールに則った取組をお願いします。
- 補助金をお客様へ還元せず、事業者の利益とすることは厳禁です。
- 同一会社の窓口は 1 つとします。（すでに募集型で申請済みの会社で、受注型も申請する場合は、同一窓口とします）
- 手配旅行は対象とはなりません。
- 認可された団体において、大分県内における食事個所・宿泊場所及び観光地を変更することは可能です。軽微な変更であり事務局への事前連絡も不要です。実績報告時における最終行程表にて確認させていただきます。
- 契約書面（コピー）には必ず「国の九州観光支援交付金により〇〇〇円助成金を受けている」旨の記載が必要です。お客様に明確に還元されているかの確認となります。見積書のみの明示では補助金は下りない為、ご注意ください。
- 契約書面の交付日が決定通知日以降（新規契約）である事が条件です。書類をお送りいただく前に、再度確認をお願いします。
- 助成金を明記した契約書面（申込書・引受書・条件書のいずれか）にはお客様の会社印等が必要となります。お客様が会社組織でない場合は、団体の代表者サインと印（三文判可）で構いません。
- 申請→承認後に旅行中止となった場合は、すみやかに事務局へ報告をお願いします。
- その他ご不明な点は、事務局宛てにお問い合わせください。
- 大分県「九州ふっこう割」についての情報は、ツーリズムおおいたの HP に掲載します。

(5) 送付先

・おんせん県おおいた「九州ふっこう割」事務局（(株)ＪＴＢビジネスサポート九州内）宛
〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新ＫＢＣビル6階
（株式会社ＪＴＢビジネスサポート九州内）
TEL／0570-065-333（月曜日～金曜日9：30～17：00）
FAX／092-722-4720
Mail／oita_fukkou_ryokou@kys.jtb.jp

3. アンケートについて

各旅行会社様へお客様からのアンケートをお願いする際にはご協力ください。

4. 様式集

- 様式第10号 国内向け旅行商品等補助金交付申請書（受注型）
（裏面）誓約書
- 様式第11号 実施計画書（受注型）
- 別記3 計画シート（受注型）
- 様式第12号 国内向け旅行商品等補助金交付決定通知書（受注型）
- 様式第13号 国内向け旅行商品等補助金実績報告書（受注型）（ 月分）
- 様式第14号 実績書（受注型）
- 別記4 実績シート（受注型）
- 様式第15号 補助金交付請求書（受注型）
- 様式第16号 国内向け旅行商品等補助金額の確定通知書（受注型）
- 様式第17号 国内向け旅行商品等補助金変更計画申請書（受注型）
- 様式第18号 変更計画書（受注型）

5. 事務局連絡先

おんせん県おおいた「九州ふっこう割」事務局（(株)ＪＴＢビジネスサポート九州内）宛
〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新ＫＢＣビル6階
（株式会社ＪＴＢビジネスサポート九州内）
TEL／092-737-1536（月曜日～金曜日9：30～17：00）
FAX／092-722-4720
Mail／oita_fukkou_ryokou@kys.jtb.jp
メールでのお問い合わせにご協力ください。

6. 「ふっこうロゴ」の使用にあたって

対象旅行商品において、以下の通りロゴマーク及びキャッチコピーを必ず使用すること。

(例：行程表へ掲載)



※①、②はどちらも必ず掲載し、

③、④のおんせん県おおいた復興ロゴは、いずれかのタイプを掲載すること。

④が望ましい。

※（①、②のロゴデータに関しては、「九州ふっこう割お知らせサイト」よりダウンロードをお願いします。）

⇒<http://kyushu-fukkou.jp/>

※（③、④のタイプは、「使用要領」にあるピンク・オレンジ・水色の3色のうちであれば色は問わない。）

おんせん県おおいた復興ロゴ等使用要領：「大分県復興サイト」に掲載

⇒<http://www.visit-oita.jp/onsenken-cp/download/>